

## 第六章 外資導入体制の整備

## 一、「經濟復興」への身構え

昭和二十二年初頭から動き出していた米国の対日政策転換は、二十三年に入つていよいよはつきりし、また現実の形をとつて現れて來た。三月十日成立した芦田内閣は、この米国の動きを目の前にみながら「外資導入」を政策の中核としてとりあげ、その受入体制としての諸対策を打出した。財界は大いに活気づき、經濟復興に対して民間のなすべきことを考え、実行し、あるいは政府に訴えるなど前進への氣運がとみに高まつていた。經濟同友会もまた、四月初の總會で「經營者精神」を掲揚させたのはじめその研究活動、意見活動をさかんにしたのであつた。

二十三年一月六日、ロイヤル米陸軍長官はサンフランシスコで「日本を極東の工場に育てあげねばならぬ」と公言したことは、日本經濟の復興にとつて、半ば予期されたしかし衝撃的な喜びであつた。ロイヤル長官はこの演説の中で「財閥の解体が、日本の自立を妨げている」こと、「少くともある程度的大量工業生産が行われぬ限り、日本には經濟的赤字が続く」と思われること、過去の日本をつくりあげた實業界指導者の努力が日本經濟の復興に貢獻するだろうこと、「日本産業の能率に不当な妨害を及ぼさぬところで、集中排除を停止せねばならぬ」ことを指摘し、また米国の対日新政策の目的について「日本を十分自立しうる程度に強力に安定させる」と

ともに「新たな全体主義戦争脅威に対する妨害物の役目を果しうるところの自足的民主主義を確立」させねばならぬと述べた。

次いで一月二十一日、極東委員会米国代表マッコイ少将は「対日政策の次の段階は、総司令部の監督のもとに、出来るだけ速かに日本が自立しうるような計画を樹立して、その実現に当らねばならぬ」と言明、さらに「日本における平和産業の生産を増大させ、自立経済への発展を援助するための資金提供案について、米政府は近く議会で論議をはじめるであろう」と述べた。

こうした大きな動きは、三月成立した芦田内閣の政策をはじめから方向づけるものとなつた。「芦田首相は組閣後初の声明でこういつた。

「新内閣の重要使命は外資導入による経済再建と対外信用の回復にある。……四囲の状況は従来に比し多量の物資輸入を期待し得る画期的な時代にあると思う。……日本国民はこの連合国の好意に値するだけの自力更生に努力し、国民万般の民主化に力を傾け、導入さるべき外資を十分に活用するだけの受入れ態勢を予め確立せねばならぬ。」

そして首相は、その受入れ態勢として先ず何を取りあげるべきかについては「この国内における経済再建の方途として、刻下のインフレ克服のための至上命令は生産の増大にある」とし、その生産増大のために資本の蓄積と経営の合理化を強調したのである。

三月二十一日には賠償の緩和を内容とするストライク報告が発表された。また同月二十日ドレーパー次官一行

が対日政策再検討のため来日し、四月二日帰国に當つて「増産によつてのみ日本の生活水準は向上する。そのためには日本国民は全力を傾けねばならぬ」と声明、続いて六日ワシントンに歸つたドレーパー次官は、対日賠償の削減、経済援助費供与の支持を表明した、日本経済復興四カ年計画を発表した。次官一行のつくつた対日賠償についてのジョンストン報告は、五月十八日に発表されたが、その中では次の諸点が明かにされていた。

一、委員会は、米國が現在日本の再建を援助すべきであると信ずる。日本の工業生産品はアジア一帯にわたつて必要とされており、アジア諸國もまた錫、ゴム、コブラ、羊毛、棉花、鉄鋼、ボーキサイト、砂糖および米の市場として日本が必要である。

一、日本の再建をもたすに必要な工場は残置さるべきである。さもないれば米國は事実上日本の賠償の代価を支払うということになる。

一、日本の貿易は、いまのところ単に開始されたというに過ぎない。しかし原料の輸入に対する援助が与えられたならば、日本の自立に必要な量までの輸出の増大は達成されるであろう。

一、日本が入手しうる外国船の裸チャーターおよび新船の建造により、商船保有量を増加しうるよう奨励さるべきである。

一、日本の国内問題で主なものはインフレであるが、原料輸入の増加と、その結果生ずる増産がその解決に役立つであろう。

一、結論的にいえば、委員会は平和的基礎における日本の工業復興が自立経済をもたすために必要であるこ

と、この計画はいまや占領の適切な主要目的の一つとなつてゐること、および米国はその国家的利益の上から妥当な復興計画を支持すべきであること、についてマッカーサー元帥ならびに陸軍省と意見が一致している。

また、報告書は財閥解体、集中排除にもふれ「それが生産を阻害しないよう注意すること、および再編成を合理的な競争を準備するに必要な最低限に止めることにおいて緩和さるべきである」としている。

最後に報告書は「国務省が承認した陸軍省の計画」を実施するため「懸案中の法案を（議会が）速かに立法化することを勧告する」と結んでいる。

この報告書による勧告は、米政府、議会、マッカーサー元帥によつて尊重された。即ち昭和二十三年六月、陸軍省が立案した「一九四九年度日本復興援助」案は米國議會を通過した。これによつて米國政府は七月からはじまる会計年度において、ガリオア資金（占領地救済援助費Ⅱ四億二千四百万ドル）のほかにエロア資金（極東占領地経済復興資金Ⅱ一億二千五百万ドル）を対日援助費として計上することとなつた。また同年六月、米國政府は一億五千万ドルの被占領地回轉基金を設定して日本の纖維原料購入のための運轉資金に便利を与え、さらに昭和二十二年八月設定された輸出入回轉基金制度に基いて六千万ドルの棉花借款も実現した。

一方、日本經濟の再建を阻んでいた集中排除についても、マッカーサー元帥は、それまで審査の要あるものとして指定していた三百二十五社のうち二百九十四社を、五月以降逐次解除し、八月三日には「集排審査委員会」の任務終了を特別發表によつて明かにした。

このように、米国の対日援助体制は急速に進展していった。戦後日本経済にはめられた「非軍事化」Ⅱ「民主化」のカセがほとんどとり除かれたほか、経済復興の誘い水であり推進力である「援助」がもたらされた。こうした客観状況の好転によつて、生産は徐々に上昇した。インフレの波はいまだおさまらなかつたとはいえ、その波頭はやや低くなつた。労働攻勢の行過ぎも総司令部の態度硬化によつて是正されつつあつた。——かくて経営者はようやく態勢を立て直す時期に到達したわけである。

## 二、「経営者」の自覚たかまる

### ——第一回 全国代表者会議——

敗戦と戦後の混乱によつて打ちひしがれていた財界は、終戦後三年にしてようやく起ちあがりの氣力を得た。経済団体の活動もいままでより一層自信のある活発なものとなつて来た。例えば経団連では三月の総会で、いままでの「代表理事」制をはつきりと「会長」制に改めたほか「副会長」「顧問」など役員陣を一挙に充実した。日産協も会長、副会長、顧問の顔ぶれをそろえた。また日本経営者団体連合会は四月、組織を変更して「日本経営者団体連盟」となり、力強く新発足した。さらに注目をひいたのは追放された大物が動き出したことであつた。池田成彬氏がジョンストン氏と会見したり、浅野良三、加納久朗の諸氏もドレーパー使節団と工業倶楽部主脳との会見に顔を出した。

経済同友会もまた一しお活氣を増した。体制は一段と整い、気分もまた新たになつたのである。それは新しい運用方針の採用と、第一回全国代表者会議の開催、およびこれを契機とする意氣の昂揚にはつきりと出ている。

先ず同友会は三月二十三日開かれた第二回定時総会で採択された線にそつて、四月十四日の第一回幹事会で、「当番幹事」制を廃して新しく「代表幹事」制をとつた。これは外部に対して会の「代表」という立場を明確にすることによつて、会としての意思が統一されていることを示すためにとられたのであつた。初代の代表幹事には永野重雄と工藤昭四郎が選ばれた。なお部会、研究会を充実したがその役員は次の通りである。

金融部会長堀田庄三、産業部会長大塚万丈、同副部会長（経理委員長）藤本輝夫、同（労働委員長）水野成夫、同（技術委員長）島田藤、貿易部会長浅尾新甫、経済民主化研究会委員長大塚万丈、海外経済研究会委員長竹内俊一、渉外委員長山田忠義、経済調査会長大塚万丈、外資対策委員長堀田庄三

運用方針では、「会の社会的地歩が確立し、内外の諸状況も變化した」ので、次のような方針で進むことを決めている。

一、活動の重点を、経済自立達成に必要な主要問題の研究および対策の樹立、特に資本蓄積、世界貿易への参加準備、および労働問題におく。中でも労働問題については、安定と進歩をのぞむ立場を明確にして、その線にそつた世論の形成を促す。

二、右の目的のために、またその活動を權威づけるために、特別の調査研究機関を設ける。

一、経営者がその實際生活を基にしてまとめた政策は、これをかならず日本經濟の再建に役立たしめるようにす

るため、対内的には政府政党に対し効果的な方法でそれを推進する。また対外的には連合国側の注意を喚起するため、渉外活動を積極的に行う。

一、経営者相互の向上に必要な事業および活動を起すとともに、経営補助者の教育事業を助成する。

この運用方針で注目されるのは、研究活動の重点として「資本蓄積」と「労働問題」がとりあげられ、特に労働問題では「国民経済の安定と進歩を求める立場」を明かにする旨が謳われていることである。かつて同友会は「経営の立場」を主張したことはあつたが、はつきりと「資本」の尊重を打ち出したのは、この「運用方針」からであつた。もつとも「金融の民主化」においては「健全なる資本蓄積の培養」は強調されていたが、その同じ時期において「企業民主化試案」は、資本の後退をむしろ理論づけようとしたのであり、全体として資本に対する態度は消極的であつた。しかし昭和二十三年に入つては「外資導入促進」の意見とこの運用方針の双方が、資本尊重の立場を強く掲げているのである。これは経済復興の近きを見透して「経営者」が新しく自覚したことを物語るものにほかならぬ。また労働問題にあつても「国民経済の安定」の立場から、その行過ぎによる経済の混乱に対する強い抗議の気持が言外にうかがわれそうである。いずれにしてもこれは経済同友会におけるある意味の脱皮であつたと見るべきであらう。そしてこのことは、五月十五日宇治山田市で開かれた第一回全国代表者会議において、より壮大に力強くもりあげられたのである。

この会議についての「会報」の記述は、その動機と意気込を、当時のそのままの感じで伝えるものとして引用しよう。

「経済同友会が終戦の混乱のさ中に、若い経営者の組織としてうぶ声をあげて早二年の月日を経た。当時その設立趣旨に賛同して、東京の創立総会に参加した全国の経営者は八十余名であつたが、この二年間にちようど十倍の八百七十名へと飛躍的發展をとげた。のみならず地方の会員は、関西・九州・東海および東北その他府県単位に、それぞれ地域経済同友会に結束し、あるいは本会支部を持つなど、名実ともに全国的組織としての地歩を固めるとともに、米国の経済発展委員会に比すべき多くの貢献を、日本経済再建のためになしつつあるのは自他ともに認めるところである。したがつて全国的規模となつた本会の組織に潤滑油を注ぎ込む意味からしても、全国会議を開く必要を感じていたところ、たまたま東海支部から、宇治山田市で平和博覧会開催中を機会に経済同友会の全国会議を開催されたいとの提唱があつたので、これを受諾したのである。」

全国会議は宇治山田市の商工会議所で開かれ、東京はじめ各地から四十二名の代表が集まつた。出席者は東京から工藤代表幹事、大塚万丈、水野成夫、東海林武雄、金井寛人、高見重義、今井一、加藤徳衛、藤本輝夫、井田与七、水沢謙三、郷司浩平の十二名、関西から稲畑太郎、岩井雄二郎、湯浅佑一、川勝伝、菅谷重平、中川路貞治、浅田敏章ほか十一名、東海から伊藤次郎左衛門、南岩男ほか五名、九州から松本幹一郎ほか四名であつた。議事としては

一、インフレ克服対策（東京提案、工藤昭四郎より説明）

二、外資導入問題（関西提案、菅谷重平より説明）

三、経済同友会全国連絡機関の設置（九州提案、松本幹一郎より説明）

四、企業態勢の確立対策（東京提案、大塚万丈より説明）

が審議され、インフレ克服対策と企業態勢の確立対策は決議として採択、外資導入問題は各地同友会の二十三年度の研究題目とすることになり、また全国連絡機関設置については次回の全国会議に持ちこすこととなつた。

インフレ克服対策においては、当時行われていた「安定か復興か」の議論において「復興」論をとる立場から、「性急な安定恐慌の実行論については慎重に対処する必要がある、極端な金融の引締についても再考せねばならぬ」とし、さらに政策のあり方について「従来の経済政策はとかく理論がちになる嫌いがあるが、いますこし実体面に比重をおいた政策が望ましい。この点について実業人の意見が相当に尊重せらるべきである」と述べ、最後に「インフレの克服は一貫した政策のもとに、漸次不自然、不合理、不均衡の状態を調査しながら、長期にじつくりとその解決を図るべきである」と結んでいる。

このインフレ対策における考え方は、その後における経済同友会の意見においても一貫して保持されているものである。「通貨状態を重視し過ぎてはならぬ」「過度の金融引締を行つてはならぬ」ということは、次のドッジ・ライン下においては特に何回となく強調されたところである。同友会には産業資本的な考え方がかなり強く、根底を流れていることを示すものといえよう。

企業態勢の確立に関する決議こそ、さきに述べた「経営者の自覚」を明かに宣言したものにほかならぬ。即ち

決議は「経済再建の近道である外資の流入を期するためには、その事前措置として資本を尊重し、その保護のために諸般の方策を実施する必要がある」という立場から、政府の施策をのぞみ、さらに「政府の施策はもとより重要であるが、これを具体化するものは我々経営者ならびに労働者であつて我々経営者は特にその責任の自覚に徹すべきである」とし、「二十三年度の努力目標」として次のような態度で臨むことを呼びかけている。

「我々は理解ある労働者の協力によつて、速かに健全なる企業の再編を完了し、科学的経営と技術の向上によつて企業の生産性を高め、もつて民間外資の積極的流入に備えるべく努めなければならない。」

この決議案につき提案理由の説明を行つたのは誰であろう、さきに企業民主化試案を提唱した大塚万丈その人であり、ここに時代の動きとそこに流れる考え方の激しい転変を知ることが出来るというものだ。

### 三、「経済調査会」の成果

昭和二十二年十月設置された経済調査会は約半年にわたる検討ののち「日本経済自立化に関する基礎調査」をまとめ、二十三年五月二十七日の経済調査会で高橋亀吉、根津知好両氏から報告、これを確認したうえ、六月下旬世に問うた。当時、外資導入を前にして日本経済の復興計画を描く作業は経済安定本部においても行われており、五月十七日「経済復興五カ年計画第一次試案」として芦田内閣に特設の「経済復興計画委員会」（総裁芦田首相）に提案されていた。経済同友会の調査は五年後の日本の輸出能力を測定し、産業構造のあり方を見定めるも

のであつたが、あくまでも民間実業人の手になる實際的な長期計画案である点に特色を持つていた。しかもこれは民間経済界の手がけたこの種計画としてはじめてのものであつた。

この同友会案のとつた方式は、次の点に特色がある。

- 一、わが国の経済自立の目安を国際収支の均衡に求めていること。
- 一、そのために基本となる将来五カ年間の輸出見込量を決めることに重点をおいていること。
- 一、この輸出見込量と要輸入額とをくらべて国内の純手取り高を推計するとともに、国際収支の均衡を目標として、将来のわが産業構造の姿を求めようとしたこと。

またこの調査は輸出見込数量を算出する前提条件として、「上限」「下限」の二通りの想定をしたが、これによつて、この案は一層現実的なものとなつた。即ち「下限」とは、最低限度の確実性を見込み得る限度、「上限」とは最高限度の可能性ある見込額であり、この二つの限度の間に実際の規模が、状況の難易に応じて実現するだろうと見たのである。

**下限の条件** ①中間復興目標として指示されている紡績四百万錠、化繊十五万トンなど、実現の確実性が多いと考えられる条件を前提とする。②企業に対する制約、労働条件などが、産業の本質的な能力回復に障害とならないこと。③東亜市場がほぼ正常な国際貿易を回復する。④インフレが輸出貿易を破滅するまでには悪化しない。

**上限の条件** ①企業に対する特殊な制限が除かれ、賠償が日本の産業に全体として十分に活動ができる限度、

例えば紡績六百五十八万鍾、化繊十八万トンまで緩和された場合、②潜在生産能力を一ぱいに運転できるまで原料・資材・動力・燃料において外資の援助がある。③東亜市場の完全回復、ドル・非ドル地域の為替決済の制限が除かれる。

このような前提に立つて、昭和二十七、八年の輸出見込数量を次のようにおさえた。

第一類 繊維製品―(下限) 四億七千五百万ドル、(上限) 七億一千四百万ドル

第二類 機械・金属・鉱山関係品―(下限) 二億五千四百万ドル、(上限) 五億ドル

第三類 化学工業関係品―(下限) 一億五千万ドル、(上限) 二億三千六百万ドル

第四類 陶磁器および雑貨類―(下限) 一億八千三百万ドル、(上限) 三億四千百万ドル

第五類 飲食物および動植物―(下限) 七千五百万ドル、(上限) 九千六百万ドル

合計 (下限) 十一億三千七百万ドル、(上限) 十八億八千七百万ドル

また「貿易外収支」において、次のように見込んでゐる。

海運関係 五年後の船舶保有量を百八十七万総トンとみ、うち外航商船を百万総トンないし百五十万総トンと見て、これの活用による受取超過額、(下限) 五千三百万ドル、(上限) 八千五百万ドル。

観光事業など 日本人の海外旅行費を差引いた受取超過額、(下限) 一千四百万ドル、(上限) 二千四百万ドル  
合計 (下限) 六千七百万ドル、(上限) 一億九百万ドル

またこの案は、輸出用原料として下限で二億七千九百万ドル、上限で四億八千九百万ドルを見込み、従つて輸

出純手取高は下限八億五千八百万ドル、上限十三億九千八百万ドルとふんでいる。

なおこの案は最後に、五年後の総輸出額に対して占める各産業部門の比重を昭和十二年のそれと比較している。それによると繊維品類は昭和十二年の四八・四%に対して二十七、八年には下限で三七・〇%、上限で三四・一%と大巾に比重を減ずるのに反し、機械・金属・鉱山品部門では、同じく一九・五%から下限で一九・七%、上限では二四・〇%と逆にあがり、また化学部門でも九・九%から、下限一一・六%、上限一一・三%と同じく比重を増すこととなっている。要するに五年後における日本の産業構成は、戦前の姿とはちがつて、軽工業中心から重化学工業中心に移ること、しかも下限よりも上限へ、即ち輸入事情が順調になればそれだけ重工業の復興の早いことを見透したのであつた。

経済復興計画委員会に提案された経済復興五カ年計画第一次試案は、片山内閣時代の昭和二十二年八月ごろから、経済安定本部で作業されていたのであるが、それは「経済危機を克服して速かに経済の安定を実現する」ためには、「破壊縮少した経済基盤をいかなる姿で復興するかの構想と具体的な目標がまず明確にされ、それにつながる総合的な復興計画の一環として、危機克服の対策が進められねばならない」という立場から出発している。そしてこの計画は「国民的努力の目標を明確にするため」また「危機克服の経済対策に指針と総合性を与えるため」さらにまた「経済安定にどうしても必要な外国の援助を要請するため」に必要だとされたのであつた。

そこで計画は、次のような条件がみたされた姿をもって「安定した経済」とみたのである。

一、国民生活が合理的な生活水準のうえに安定すること。

二、国際収支の均衡が成り立つこと。

三、右の二条件を充たしうるよう生産水準が高まり、かつ産業の間に均衡がとれた構造が実現すること。

四、労働生産性が向上し、できうれば完全雇用が実現すること。

このような前提に立つて五年後、即ち昭和二十七年の目標を設定したのである。これによると、昭和五十九年を二〇〇として、目標年度には、鉱工業生産一三〇（石炭四千四百万トンⅡ一四一、鋼塊三百八十四万トンⅡ一四一、綿糸九億九千万ポンドⅡ八五）農林水産業一〇五（米六千七百九十二万石Ⅱ一一一、その他）国民所得一二一、個人消費水準九〇という線が示されている。また輸出は十六億四千六百万ドル、輸入は十六億五千七百万ドル、貿易外収入は二千万ドルの受取超過を見込まれた。

大体この計画は、昭和二十二年一月極東委員会総司令部に対して出した指令、即ち昭和二十五年（のちに昭和二十七年に改められた）までに日本の工業および農業を昭和五十九年の水準におくことを目標とすべしとする指令と、これに基く総司令部の示唆をうけてつくられたものであった。従つてこの計画は一応目標を掲げることによつて、外資導入なり輸出産業育成に目安を与えることを目的としたものとなつた。これとは逆に、同友会案は、与えられた条件のもとで輸出がどこまで確保できるかを積みあげ、これを一切の計画の基礎として提供しようとしたわけである。

なお政府の第一次試案は、前記のように五月十七日「委員会」に回された。ところがちょうどその当時来日し日本経済の実情を調査していたヤング調査団の総司令部に対する勧告が七月に出され、その中では日本経済安定へのより強い政策がもられていた。こうした事情を反映して、「委員会」は改めて計画立案の基本方針をたて直し、第一次試案の練り直しを行うことになった。その基本方針では、目標年度を一年ずらして昭和二十八年とする、昭和二十三年度は準備期間とし、また昭和二十四―五年度は「前期」として「インフレの収束」と「安定恐慌の克服」を眼目とすることが謳われた。つまりヤング勧告書は次に来る「経済九原則」による安定恐慌を予告したものであつたわけだ。

なお経済復興計画委員会は、翌昭和二十四年五月三十日、計画成案を「経済復興計画の概案」として発表したが、当時すでにドッチ・ラインが進行中であり、政府も第二次吉田内閣の時代にはいつていたことでもあり、政策とは無関係な「作文」としての価値しか持たないものとなつていたのである。

#### 四、産業資金の疎通を要望

昭和二十三年に入つてからの生産の回復はかなり顕著であつた。数字にみると――昭和二十二年五月から二十三年一月までは、大体昭和五―九年基準の鉱工業生産指数で、四二くらいのところを横ばいとなつていたが、それが二十三年三月には四九・三、六月は五二・九、九月は六〇・六、さらに十二月は六四・四と、明かに上昇傾

向を辿っていた。

生産の上昇の原因としては、経済白書もいうように、燃料、動力事情の好転、海外原料の輸入増加、食糧事情の好転による勤労意欲の向上などもあげられるが、一面において巨額の価格調整補給金の支出や、前年にも増して拍車がかけられた復金融資に負うところも大であつた。そして、そのために日銀券の増発、物価の騰貴もかなり大巾に見られたが、それにしても一方において生産がふえたせいか、その程度は前年程ではなかつた。——概してインフレの速度は緩慢となつたのであつた。

一方前述のように、米国の日本経済再建への関心は、この年に入つていよいよ高まつた。それは賠償の緩和傾向や民主化に伴う諸制限の緩和、それに何よりも対日経済援助体制の前進となつて現われて来たが、こうした米国の好意のうしろには、その前提として経済の速やかな安定——インフレの急速な克服に対する要求があつた。芦田内閣は、米国の援助を受けるためにはインフレを速かに収束させねばならなくなつたのである。

そこで芦田内閣は、当時一部で唱えられていた通貨措置を伴う一挙安定論を排して、生産復興を進めつつインフレを「だらだら」安定させていくといういわゆる「中間安定」の政策を進めることとなつた。六月四日第二国会の財政演説において、北村蔵相は「政府はこの機会に再建の総合施策を実施し、まずインフレの進行を緩慢化して外資の援助を支柱とする中間的安定を実現し、これを本格的安定への踏台にしたい」と述べた。そしてこの線にそつた第二番目の施策が六月二十二日の「補正価格体系」であつた。これは昭和二十二年七月のいわゆる「新物価体系」の基本方針を大体において受けつぎ、その後の物価水準の上昇によつて補正したもので、次のよ

うな骨子のものであつた。

一、重要な安定帯物資十四品目については四百三十億円の価格差補給金を出して、需要者価格の値上りを抑える。

二、貸金水準は全国工業平均貸金を三千七百円とする。

三、鉱工業品の価格は原価主義、農産物価格はパリティ計算による。

四、その結果、基礎物資の値上げは七割、消費財値上げは八割程度に止める。

この価格改訂によつて政府は一応企業が健全経営へ立直る基礎を与えたつもりであつた。従つてこの機をもつて物価と貸金を安定に持つてゆく中間安定方策の出発点とするくらいの心構えであつたのである。そこで一層強く「健全金融」の政策を推進するため、七月十二日の閣議で「価格補正に伴う当面の産業金融方策」を決め、その線にそつて「融資準則」の改正を行つた。これはそれまでもかなりひどかつた金詰りを一層深刻なものとした。

大体金詰りが訴えられ出したのは昭和二十二年七月の物価改訂の影響が出た九月ごろからであつた。その時は公定価格改訂に伴う増加運転資金を、日銀が意識的に規制したので金詰り現象を起した。しかしこれは復金融資という抜け穴から調整され、結局非重点産業（特に中小企業）を苦境に追い込んだ。次いで昭和二十三年に入つては徴税攻勢が展開された。これは一月から四月までに九百三十億円を吸いあげたのである。しかも四月から六月にいたる三ヶ月続いての暫定予算によつて、政府支払は遅延したので金詰りはいよいよその度を加え、企業相互間にモラトリアム現象が生じたのであつた。

そこへ、前記の価格補正に伴う産業金融対策である。これによると、

- 一、企業採算の基礎は価格補正によつて確立されるので、赤字金融は行わない。
- 二、正当な増加運転資金は融資するが、審査を厳重にして便乗的な要求には応じない。
- 三、増加運転資金の融資は復金によらずして市中銀行をして行わしめる。復金は設備資金のみを供給する。
- 四、日銀は融資輪旋制度を一段と活用するほか、不足資金については実情に応じて適切にこれを供給する。
- 五、企業に対して資金の使途の適正を図るため経理監査を実施し、その結果によつては資金の回収、新規貸出の停止を行う。

右のようにそれまでの感覚とは打つて變つてきびしいものであつた。日銀の輪旋融資の活用は謳われていたけれども、これは企業に対する日銀の支配力を一層強化するものであり、日銀総裁に「ローマ法皇」の異名が与えられたのはまさにこのころからであつた。また新価格は企業の採算性を保証するように謳われているが、石炭業者の如き「改訂前の四月すでにトン二千二百九十一円の平均送炭原価であつたにも拘らず、賃金その他の値上げをおり込んだ新価格が二千三百八十八円では、とうてい原価がつかないのは当然である」と、強い不満を述べていた。

このように価格補正後の金融政策は「実質的には資金の量的規則の強化となり、金融梗塞は、むしろ安定への意識的な道具とされた」のであつた。

経済同友会は宇治山田市における全国会議での決議にあるように、五月ごろからインフレ克服対策について特

別の関心を抱いていたが、当面いよいよ深刻になつた産業の金詰りに対しては経理委員会が中心となつて、七月十二日から急ぎ対策意見案を検討した。それはこの日に閣議決定された価格補正に伴う産業金融対策があまりにも企業の実情にうとい官僚独善的な方策であつたからである。この日の会合では早くも次のような議論が出た。

一、価格改訂に伴う増加運転資金供給は決してインフレを増進せしめるものではない。政府・日銀はその対策をたてるべし。

一、稼働率の上昇に伴う資金需要も当然であり、不健全ではない。

一、赤字金融はみないといつても、企業の赤字は政府施策の不満によるものであるから、対策を講じてもらわねばならぬ。

一、政府支払を促進するため、概算払制などを考慮すべし。

一、企業の自己資金充実のため、日銀は証券金融をみる必要がある。

また会員懇談会では七月十五日、野田物価庁次長を招いて、価格補正についてきたが、その際同次長は「生産増強を伴ふ賃金引上げを行わねことが、当面考えねばならぬ安定の目標である。今度の改訂によつて、従来払つていた賃金支払を維持出来なくなる企業があらば、その企業は現在の日本の経済力からみて高い水準の賃金を支払つていたということを意味し、それは訂正さるべきである」といつたが、これはその秋十一月へプラー労働課長による「企業三原則」の考え方に通ずるものであつた。

かくて七月十六日の幹事会で、同友会の金詰り打開策は「産業金融疎通の緊急対策に関する意見」として採択され、同日発表された。同案の骨子は次の通りであるが、日銀の融資規制に対する強い不満の意が露骨に表明されているのが印象的である。

「意見」は先ず「産業の深刻極まる資金窮迫は、わが経済立直りに、いまや測り知れぬ打撃と弊害とを与えつつある」ときめつけている。しかもその金詰りは「関係当事者の適切な措置によつて、これを急速に打開することとは必ずしも至難ではない性格のものである」とし、その観点からこれを打開するための基本的な態度とその具体策を示している。

「産業金融疎通の基本態度」においては、第一に「インフレ収束を目ざす現下の金融政策は生産増強の要請および一般経済安定の足並みとの調和を欠き、これと遊離して、跛行的に行過ぎたものがある」との見方から、府が偏つた急進的な金融引締政策を改め、基盤事情に見合つた漸進的政策をとることを勧めている。そうした漸進的政策がどうして必要であるかについて「意見」は「生産力の復旧復興のため若干のインフレ的要因の随伴を覚悟しても、これを実現することが、結局において経済安定を促進する所以である」とし、しかも一面インフレの収束もまた必要であるから、政策としては「生産力の復旧復興と、健全金融政策の徹底化との時間的調和点を何処におくかを明確にした根本的資金計画を至急確立」すべきであると強調している。

第二には「日銀の通貨発行力を積極的に最善に活用する計画的産業資金疎通対策」を直ちに行うべしとしている。つまり金詰りの原因の中には「物価および賃金水準の統制的昂騰に基く」もの、「産業稼働率の上昇に伴う

運転資金の需要増大に基く」もの、さらに将来「米國政府の対日復興クレヂットの供給に伴う生産設備の増強に伴う」ものがあるが、これらに対しては日銀券の増発によつてこれを補つても「インフレ激成のおそれ」がほとんどないからである。さらに「意見」はこのような打開策は「実に日銀の責任であり義務でこそあるのであつて、その資金窮迫の打開は決して救済の意味のものではない」との考え方から日銀が「終始受動的立場において、市銀の融資を嚴重に取締り、合格の融資に対してのみ極力制限的に融資を与えんとする立前を採つてゐる」ことを激しく攻撃している。

第三には「現下の特殊事情に鑑み、市中銀行の自衛上とうてい負担し得ない過大なリスクを伴う緊要産業融資に対し、特殊産業融資方策を一層進展し拡充する措置を講ずること」を勧めてゐる。つまり現下の金詰りは、融資に対するリスクが大き過ぎるので市銀が貸出を警戒しているということにも基いてゐるところから「國民經濟上その存続發展を緊要とする産業でありながら、政府の一般的經濟安定対策の犠牲となつて、その經理狀態が悪化している企業」については復金的性格の機関の機能を「この際一層拡充、活発にすることが絶対に必要である」と強調し、政府が逆に復金の機能を縮少したことに不満を表明してゐる。

また「意見」は右のような基本態度を述べたのち対策面に説きおよび

#### 一、手形制度の拡充

#### 二、価格改訂に伴う所要資金増大に対する産業融資

#### 三、生産活動の増大に伴う産業融資

#### 四、産業資金の疎通を要望

四、企業の自己資本拡充

五、赤字金融

六、財政支払の遅延

の六項目についてそれぞれ具体策をあげて要望している。特に「赤字金融」については「価格補正によつて果して企業採算の基礎は確立しているのだろうか」と反問したのち、次のような企業赤字の諸原因をあげ、これを政府の責任に帰せしめ、従つて赤字金融廃絶の不当をなじつてゐる。

一、原料および賃金は公認的に高騰しながら、これに伴う価格改訂がおくれたことに基く損失

二、価格決定の際予定された操業率が、電力不足、原料資材の割当の減少ないし不渡などによつて、予定を下回る低操業率となることに基く損失

三、政府の認める減価償却が極めて過少である結果、その補修更新等に当り表面化する損失

四、政府の支払遅延に基く各種の損失

五、政府に失業対策がないから過剰人員を企業が抱込んでゐることに基く損失

六、インフレ仮装利益や価格改訂に際しての価格差に対する課税

七、三千七百円基準賃金の確保について政府が責任ある対策を採り得ないことによる賃金の企業圧迫

## 五、貿易正常化に意見

日英暫定通商協定が昭和二十二年十一月に結ばれたのを皮切りとして、貿易正常化への歩みは急速調になった。外国との通商関係が開け、彼我の交通が自由化されると同時に、貿易の仕法もやり易くなつて來たのである。その間經濟同友会もその方向促進に適切な意見を出した。

日本の貿易を拡大させるべしという占領政策の方向は、昭和二十三年五月十八日發表されたいわゆるジョンストン報告書によつて明確に謳われている。この勧告はそれまでもそれと同じ線上を歩いていた總司令部の考え方と施策に、さらに一段の勇氣を与え、責任を負わしめたのであつた。この報告書では「本視察団は戦争にもとづく經濟困難のため、日本が必然的に世界中に輸出市場を求めざるを得ないことを認める」と述べ、さらに「日本をして相当程度の生活水準を維持するのに必要な食糧および原料の輸入代金を調達させるには、総輸出高を現在の水準の八倍ないし九倍に増加せねばならないであろう」と指摘し、次の三項目の勧告を行つてゐる。

一、通貨および經濟狀態が十分安定するのを待ち、出来るだけ早く為替レートを確定する政策をとること。但し本委員会はかかる安定は現在達成されていないとの意見である。

二、外國貿易は現在ほとんど全部日本政府の手によつて行われているが、これは出来るだけ早く民間業者に返さるべきである。但し外國為替レートが有効に確定されるまでは完全には実施し得ないことを認める必要が

ある。

三、軍交換レートとして知られている現在の一ドル対五十円のレートは、円の相対的購買力に近いレートに修正するべきである。

この勧告を待つまでもなく、貿易拡大への手は打たれつつあった。いまその足取りを追ってみると次のようである。

(昭和二十二年十二月三十一日) いままで日本商品の輸出版売を一手に握っていたアメリカ商事会社は解散し、その代りニューヨークと東京に総司令部の貿易事務所が設置された。

(昭和二十三年二月四日) 日本の対外貿易の正常化のため外国商社の入国制限を撤廃する旨総司令部から発表された。

(二月十六日) 日本綿製品は政府対政府貿易のみならず、民間貿易でも販売できることになった。

(二月二十二日) チーフリー豪首相はオーストラリアと日本にある連合軍総司令部との間に、対日民間貿易につきドル決済を必要としない方法を取りきめたと発表した。

(三月三十一日) 日本人の海外渡航の許可を米陸軍省に要請した旨、総司令部から発表。この結果総司令部員同道のもとに、四月インドへの通商使節団派遣、五月リオンでの万国絹業大会への代表派遣が初めて実現した。インド、パキスタンとは通商契約を結んだ。

(三月二十九日) 日本とインドとの間にバーター協定成立、日本の紡錘十萬錘をインドのコークス原料三万ト

ンと交換することとなつた。

(四月二十二日) 日本から輸出される綿製品の支払について、一部ポンド貨またはバーター決済を許可する旨發表された。これによつてちやうど来日中の蘭印通商使節団との間に綿布一億三千五百万ヤード、綿糸四千俵など約三千万ドル(半額はバーター決済)の契約が成立、綿製品の滞貨は半減した。

(六月一日) ポンド地域との間に新支払協定が成立した。これは前年十一月の日英暫定協定にかわるもので、日本とポンド地域間の貿易全部に適用されるものである。これによつて特定地域との間のバランスでなくポンド地域全体で輸出入のバランスをとればよいことになり、貿易拡大に大きな道を開いた。

なお昭和二十二年八月設定された輸出入回轉基金にもとずいて、六千万ドルの棉花借款が五月十四日成立、これによる第一回買付として五月二十一日テネシー州からの米棉四万五千俵が決つた。

このような状態にある時、経済同友会の貿易部会は、貿易正常化の線を一層促進するため、貿易機構の改組について検討を進めていた。木内信胤に代つて浅尾新甫が部会長となつていた。また副部会長は今井一であつた。具体的な試案の作製は高見重義が当り、五月四日から数回の会合で研究ののち、「貿易機構改革に関する意見」として七月二日の幹事会で採択された。

「意見」では「貿易の重心が急速に政府貿易から民間の手に移りつつある今日、これに即応する貿易体制を整

備するためには先ず貿易機構の果敢なる改革が要望される」との立場から、貿易庁、貿易公団の機能を出来るだけ縮少し、同時に諸手続の簡素化を要望したものであつた。政府間貿易は食糧の輸入、米国の予算による輸入物資の輸入、計画生産品の輸出に限定し、他は民間に任ずことを主張した。また公団は繊維、鋳工品、食糧、原料の四公団があつたが、これを輸入貿易公団（食糧部、資材部）、輸出貿易公団（輸出部、資材部）の二種に整理すること、同時に貿易庁も純然たる行政機関に切りかえることを主張した。なお外貨換算率についても総括的基準を設けることを要望した。

この貿易機構問題の研究はさきに「民間外資導入促進」についての決議を総司令部に手交した際、経済科学局顧問ペーカー氏から示唆されたものであつたので、今井一、高見重義らが七月二十四日同氏を訪問、手交した。ペーカー氏よりは経済同友会の案を大いに参考にしてこの問題を具体的に検討すると述べたが、九月にいたつて貿易公団整備の方針が閣議で決つた。

また出来るだけ民間貿易に切りかえる問題については八月十五日、「制限付民間貿易再開」からちようど一か年目に、「新輸出手続」が実施され、民間貿易への制限が大いに緩和された。これによつて日本の売手および外国人の買手が直接に輸出契約を結ぶことが出来るようになった。従つてこれまでのように貿易庁を通じて輸出契約を結ぶ必要がなくなり、手続も大いにはぶけ、その結果契約の締結が促進されることになつたのである。

さらに十一月九日には、さきに六月支払協定が成立したポンド地域との間に通商協定が締結され、昭和二十三年七月一日から昭和二十四年六月三十日までに最少限五千五百万ポンド（約二億二千万ドル）の貿易が日本と英

連邦五カ国との間に行われることが決められた。その他年内にシャム、スエーデン、オランダとも通商協定が成立した。

最後に貿易額の足取りをみると、輸出は昭和二十一年の一億三百万ドルから二十二年の一億七千三百万ドルに伸び、さらに二十三年には二億五千八百万ドルとなり、また輸入は二十一年の三億五百万ドルから二十二年の五億二千六百万ドル、二十三年の六億八千三百万ドルと、いずれも大巾に増大している。

## 六、経済復興会議の解散

経済復興会議は、経済同友会と総同盟の協力が推進力となつて昭和二十二年二月発足したが、産別を包容したことがガンとなり、石炭復興会議で若干の成果をおさめたことは別として、ついに何ら積極的な活動をなすことなく、昭和二十三年四月解散するにいたつた。産別ははじめからこれを闘争の場としようとしたのであり、経済同友会はつねにこの産別の態度に批判的であつた。そして総同盟との了解のもとに産別を除外した復興会議をつくろうとしたのが解散の直接の契機となつたのである。

経済復興会議の創設から解散までの一年余りは労働運動における一つの転機であり、と同時に経済同友会の対労組態度が大きく転換した時期でもあるから、その経過を一応ふり返つて見よう。

経済復興会議が生まれてからその年の秋まではほとんど動きはなかつた。産別という爆弾を抱えているために中味

のある活動が出来なかつたのである。それが九月ごろになつてから「十月に大会を開いて新たな構想のもとに復興運動を推進しよう」という気運が起つて来た。こうした気運の背後には政府の動きがあつた。というのは片山内閣の西尾官房長官や米窪労相は三・一ストのあと労組が反省期にあるのを好機として、労組が推進力となる生産復興運動を展開させ、政府はこれに対して報奨物資や資材の特配などで応援しようとする構想を持ちはじめた。そしてこの運動の中核体として経復会議を活用しようという考えも固まりつつあつた。(当時すでに千八百円ベースに対する不満が全通を中心として争議化していたのであるが、まだそれほど事態は險悪ではなかつた。)そこで経復会議は中央委員を改選することとなり、経営者側の参加団体である関経協、日産協、同友会の三団体でも、日商、商工組合中央会、中小工業協調会などと連絡委員会を設け、新しい中央委員を送ることとなつたが、同友会には経営者側の五十名のうち十七名が割当てられた。そして同友会では九月十七日の幹事会で選考の結果、次の通り中央委員を決めた。

今里広記、梅田伊太郎、大塚万丈、大村辰夫、加藤徳衛、小坂善太郎、郷司浩平、佐賀直光、東海林武雄、中村隆一、萩尾直、水野成夫、銭高輝之、川勝伝、日向方斉、湯浅佑一

またこのほか日産協、関経協との共同推薦による同友会メンバーは次の十八名であり、結局同友会からは経営者側中央委員五十名中三十五名を占める結果となつた。

浅尾新甫、麻生太賀吉、青木均一、磯村乙巳、黒板駿策、熊沢貞夫、桜田武、佐藤武三郎、清水康雄、

島田藤、鹿内信隆、進藤武左エ門、永田彦太郎、中川以良、西田隆男、野田信夫、早川慎一、帆足計

ついで十月五日、三団体主脳の間で、中央常任委員の選考を行つた。その結果同友会からは

大塚万丈、郷司浩平、東海林武雄、今里広記、水野成夫

の五名を出すこととなつたが、他団体から推されたもののうち次の十二名は同友会の会員でもあり、結局中央常任委員十八名のうち十七名を同友会会員で占めることになつた。

永田彦太郎、藤井丙午、川瀬一貫、帆足計、諸井貫一、野田信夫、進藤武左エ門、中川以良、磯村乙巳、麻生太賀吉、桜田武、佐藤武三郎

また幹事には

大塚万丈、野田信夫、藤井丙午、郷司浩平、帆足計、水野成夫  
の六名が推されたが、これまた同友会会員ばかりであつた。

経復会議における経営者側の陣容が整い、しかも役員的大部分が同友会会員であるということに鑑みて、同友会ではその後の行き方を検討した結果、次のような根本態度が確認された。

一、現在経復会議に加盟している産別会議が、経復会議の決議の線にそつて組合を推進しないため、経復会議

の労組に対する指導力が減殺されている。これを改めるためにはどうしても産別側幹事を改選し、また経復会議としても統一をみだすものに対しては適當な処置をとるだけの勇氣を持たねばならぬ。

一、経復運動を国民運動として展開するには全国的に一律にやるよりも、むしろ、現在の条件下で比較的生産増強のできるものをとらえてこれを模範工場として、優先的にやりあげ、現場における経復運動を推進してゆく方法が實際的であり効果もある。

「産別を除外したい」という線は、すでに明確になりつつあり、このことは政府も痛感したらしく、十月二十日も同友会幹事会の席に招かれた米窪労相も「産別側は、表面は政府施策に異議がないようで、しかも積極的に協力してくれない。今後ははつきりと政府施策に協力するものと、懷疑的なものと、反対するものと、それぞれによつて配給や報奨を区別せねばならぬ」ともらしていた。

この間にあつて全通の生活赤字補給資金要求は全財、国鉄にも拡がり、とくに全通・全財では集団欠勤戦術をとるにいたつた。政府はこれに対して十月二十二日「集団欠勤は爭議指令によらない」「山猫爭議」であり、法規に照らして嚴重処罰する」と言明した。

このような状態の中に、十月二十四、五の両日経復会議の中央委員会が開かれ、新役員のもとで運用方針を決定したが、それは経復会議の一つの転換を示すものであつた。即ち従来の運動は、労働者側が総同盟と産別とで対立し、経営者側またこれにあきたらずとして半ば投げやつていたので、いたずらに精神運動、方法論争に時を

空費しており、しかも客観状況はますます経済危機の様相を深めていた。そこで経復会議は、より実効ある民間の自主的経済復興運動を強力に進められるような組織に改め、そのためには一部の脱落者があつてもやむを得ないという態度を確認した。その新しい方針の特徴は

一、従来の会議体中心の行き方を改めて、現場中心の運動とする

二、現場における生産復興運動を積みあげて祖国再建運動にまで高める

という二点にあり、その具体的方策としては、「危機突破国民経済会議」の開催と「生産復興運動」の展開を提唱した。

「危機突破国民経済会議」は、経復会議、農業復興会議、国會議員中のエキスパート、科学技術者等で組織し、当面の危機突破対策を確立しようとするもので、仕事としては次のような諸点を描いていた。

一、食糧増産計画の確立

二、国民食生活の安定

三、原材料輸入五カ年計画

四、産業再建五カ年計画、特に動力・エネルギーの開発

五、失業対策ならびに公共事業計画の確立

六、財政金融計画、物価体系の検討

七、経済統制方式の検討

また「生産復興運動」は、「労働条件、生産条件の改善、経営の民主化を図りつつ生産隘路を開き、社会的生産性の増大を推進し、もって日本経済復興への道程とする」ことを狙いとし、経復会議が主体となつて推進本部をつくり、経営現場で労働組合と経営者が民主的に協力して実効をあげようとするものであつた。業種としては石炭、鉄鋼、電力、肥料、生活必需物資、輸出産業、交通運輸、およびそれらの関連産業を対象とすることとした。そして現場の成績のすぐれたものに生産資材や加配米を報奨物資として与える。運動期間は差当り経済危機の最も深まる十二月一日から六カ月間ということにした。

このように方針は決つたが、産別はこれを「政府の下請機関である」として、積極的に協力しなかつたのである。具体化は進まず、結局「国民経済会議」については十一月二十一日第一回世話人会を開き、その後数回にわたつて各部門における原案の作製を行つたのち、翌二十三年二月にいたつてようやく正式に開くことが出来た。即ち「会議」は二月二十四日から三日間は丸の内の日本工業倶楽部で、あとの一日はお茶の水の医師会館で開かれた。参集したものは労働組合、経営者、業種別および地域別復興会議の各代表、政党、農林関係、技術者その他学識経験者など二百五十名に達し、議長に経復会議議長鈴木茂三郎、副議長には同副議長大塚万丈、原虎一のか学識経験者から有沢広巳、科学技術者から仁科芳雄の各氏が選ばれた。議場には「経済の自立と国民生活の安定」、「石炭、電源の増強で生産復興」、「農業の近代化と食糧の自給」、「資材資金配分の民主化推進」、「輸送荷役の緊急増強」、「勤労所得税の軽減とヤミ利得の徹底的課税」、「科学技術振興の国家的推進」など、当時の危機の姿とその対策の方向をうかがわせるようなスローガンが掲げられていた。各分科会で議案検討の結果、(カッコ

内は委員長)、

- 一、経済再建長期計画(有沢広巳〓東大教授)
  - 二、財政問題緊急対策要綱(鈴木武雄〓市政調査会)
  - 三、緊急輸送荷役対策(片岡謨郎〓運輸省調査局理事長)
  - 四、住宅対策要綱(図師嘉彦〓全日本建築民主協議会)
  - 五、緊急国土開発保全対策(内海清温〓日本科学技術連盟副会長)
  - 六、中小工業対策(中川以良〓日本皮革協会会長)
  - 七、産業融資緊急対策(渡辺佐平〓法政大学教授)
  - 八、緊急食糧増産要綱(不詳)
  - 九、肥料緊急増産対策(不詳)
  - 十、総合エネルギー対策(不詳)
- 右の十対策を決定した。いずれも問題の所在と対策の方向、到達する目標を示したものであった。

全官公労組の生活補給金闘争は、中労委調停案による二・八カ月分の一時金臨時支給によつて一応おさまつたが、臨時給与委員会が決めた二十三年一月以降の給与水準二千九百二十円ベースを政府が呑むにあたつて「官紀粛正」に関する閣議決定(二月二十七日)を行つたことや、給与における職階・能率給制のおりこみ案(三月十

三日政府から労組に通告）などに対する反対をめぐつて、成立早々の芦田内閣を相手に、二・一スト前夜を思わせるような激しい「三月闘争」がもり上つて来ていた。とくに全財の波状欠勤ストは徴税事務に大きな支障を来すこととなつたので、政府はこれに対してその中心人物を官吏服務規律で処断し、また一せいスト態勢をとるにいたつた全通に対してはマーカット経済科学局長の中止命令が出て、ようやく事態を收拾することが出来、交渉は急転して妥結した。

この間、二十二年秋ごろから現れていた、労組の左翼偏向を批判する「民主化運動」が、国鉄、産別、全通とつぎつぎに拡がつていた。当時同友会に招かれて労働状況を説明した産別事務局次長細谷松太氏は「労組は大衆組織としてあらゆる政党から独立し、労働者として一つの主体をつくらねばならぬ。しかし経営者が第二組合をつくつて積極的に干渉すればかえつて労組の極左化を招く」と述べ、民主化の方向として、(一)組合を職場から再組織する、(二)幹部の再教育、(三)企業内部における労働の安定などの諸点をあげた。

行きすぎた労働攻勢に対する総司令部や政府の強い態度、労組内部における批判勢力の増大、外資導入体制の一環としての労使関係の調整の必要——こういった状況は経済同友会の労組に対する考え方を決定的な方向にむけつつあつた。それは「共通の立場で話し合える労組とのみ手をつないで行こう」という線であつた。そうでない組合に対しては力強く対抗して行こうということも決意されていた。

四月十二日、経営者団体連合会は日本経営者団体連盟（日経連）として発展的に再発足したが、その正式発会

を前にした四月一日、日経連主脳と経済同友会産業部会との間に懇談会が開かれた。その席上、日経連の諸井、鹿内両氏から「経営者よ、正しく強かれ!」という創設の趣旨と運営の方向が述べられたのに対し、同友会側からは

「現在のサラリーマン重役は、経験も浅く、資本の力もなく、しかも資材、資金は官僚に握られて意のようにならぬ。新団体はこういう経営者が協力して活発に仕事が出来るとような足場をつくってもらいたい。殊に政治的意図を含んだ労働攻勢には、全経営者が結束して当てるような態勢をつくれるようにしてほしい。労組の活動についての資料、情報も速報主義で、時期を失しないようにされたい」

との希望が述べられた。この言葉はその段階における経済同友会の労組観を明かにしているものといえよう。従つて四月十四日、新年度初の幹事会で大塚幹事が「経済復興会議は一応現在までのところでその使命を全うしたと考えられるので、地方、業種別の組織をもつて今後その自主的な運用に任せ、中央の機関はこれを改組するのが妥当と思われる」と述べ、その席上、「経済同友会としては経復会議中央機関を支持するという既定の方針を放棄する」旨が確認されたのは、もはや当然の成行であつたのだ。

四月十六日経復会議では大塚副議長、郷司、中原両幹事はか労使代表二十名が懇談会を開き、経営者側から「今後は業種別、地域別の復興会議を基幹団体として中央経済復興会議をつくり、新組織は加盟各団体の活動の調整・総合・連絡を任務とすべし」という同友会確認の方針を主張し、これに対し産別側は「あくまでも職場に直結する経復会議でなければならぬ」と反対した。また十九日の中央常任委員会では改組案が郷司幹事から出さ

れ、労使間で論議を展開したが、その際総同盟は「外資導入による新状況に即した経復運動を展開するため、旧組織を解体して再出発すべし」という方針を、総同盟はすでに機関にかけて決定している」と述べ、これに対して産別側は猛烈に反対した。

かくて四月二十八日経復会議第四回中央委員会は、緊張した空気のうちに、丸の内の旧帝銀本店講堂で開かれた。麻生太賀吉（同友会）が議長、菅道氏（産別議長）が副議長となり、各代表から経復会議を改組するか、解散するかについて意見が表明された。総同盟（柳本）は「経復会議は発展的に解散すべし。そして新組織では妨害分子を排除すべきである」と主張、経営者三団体（郷司）は「内外状況は一年前とは急角度に変化して来ているから、一たん解散して新発足の必要がある」と総同盟と同調、これに対し産別は「意見の対立は新たな方向への発展であり、会議の性質上当然のことである、改組が妥当である」と主張、その後産別、総同盟間でさかんに論議が行われた。結局、最後に意見を求められた郷司浩平は次のように述べた。

「経営者三団体は解散を要望する。その理由は多々ある。第一に我々は共産主義も共産党も否定していない。共産主義は資本家陣営にも多くを教えている。また労使闘争が社会の発展を促進することもわかつている。資本家は労働運動を防圧あるいは産報的にするということを考えていない。それは資本主義そのものの発展を阻害する。我々はあくまでも労使対等の立場で行きたいということは変らない。しかし今日においては同じく経済再建を意図するものでも立場が変つている。二つの世界が、国際的にも日本国内においても、復興会議においても、もはや同床異夢をむさぼることは出来なくなつた。我々の立場に反対するものはその立場においてやつた

らよい。同じく再建を図ろうとする団体が二つ出来ても三つ出来てもよい。我々三団体の立場としては、もはや全く立場を異にするもの、日本経済当面の再建の具体的戦術について立場を異にするものと一しよに仕事をすることは無意味である。そしてはつきり解散し我々と同じ考え方を持つ同志によつて結集する。反対の立場を持つものはそういう同志を結集して新発足してほしい。総同盟と心中する考えは持つていない。しかし我々の経済再建の立場に同調する労働者陣営は非常に多いと判断している。資本家陣営においても経済復興を阻害し反対する分子は多々ある。そういう意味で不当な資本家陣営と戦いたい。またファッショ勢力、官僚機構とも戦つて行きたいと思う。しかしながら経済再建の根本の立場において、当面の行き方について立場が異なるものとは、もはや一しよにはやつて行けない。これが経済三団体慎重審議の結果生れた結論である。あくまで解散を主張する。」

次いで郷司は産別側の質問に答えて、

「中央委員会の如何なる決定にもかかわらず解散するという意見である。」  
と述べ、ここで麻生議長は「閉会」を宣した。

こうして経済復興会議は発足以来一年二カ月、啓蒙宣伝活動においては多少の成果をあげたものの生産復興の現実面では何らの実効をおさめず解散した。郷司はここではじめて「資本家陣営」という言葉を使ったが、「経営者」の経済再建への自覚は高まつた。その気運がさきに述べた五月十五日宇治山田市における同友会全国会議

のもりあがりとなつたのであつた。

その六月、全官公労は政府の新予算に基く基準賃金三千七百九十一円ベースに対して、五千二百円ベースで対決、産別との共闘のもとに大きな争議に展開しそうになつた時、七月二十二日マッカーサー元帥から芦田首相に對し、「政府関係においては、労働運動はきわめて制限された範囲において適用さるべきである」など国家公務員法改正を示唆する書簡が送られた。これに基いて政府は七月三十一日臨時措置として「公務員は団体交渉権を有しない」、また「公務員は争議手段をとつてはならない」という内容の政令を公布、即日施行したので、給与交渉は打切られ人事委員会に問題は引きつがれた。これに對し国鉄、全運は職場放棄をもつて對抗したが、いたずらに犠牲者のみ多く世論の支持も得られなかつたので、ついに九月闘争は中止され、秋以後の年末闘争は民間の基幹産業が中心となり、労働攻勢における全官公労の主導性は消滅したのである。

経復会議解散のあと、経済同友会労働部会は直接労働組合と接觸するような活動の仕方からしばらく遠ざかり、企業整備に伴う失業対策を研究することとなつた。